

令和 7 年度

大岩田配水場高区2号・3号配水ポンプ及び吐出弁設備
点検整備工事

仕 様 書

土 浦 市 建 設 部 水 道 課

設備点検整備工事仕様書

(目的)

第1条 この設備点検整備業務(以下「業務」という。)は、土浦市(以下「甲」という。)の施設である大岩田配水場の高区2号・3号配水ポンプ(吐出弁含む)及び電動機等設備の性能を維持し、正常かつ円滑に稼働できるように機能の保持に関する業務を行うためのものである。

(保守区分)

第2条 この仕様書で定める業務は、次のとおりである。

- (1) 定期業務、障害発生防止のための予防業務
- (2) 不定期業務、甲が特に指定した場合の業務

(現場代理人及び主任技術者)

第3条 請負人(以下「乙」という。)は、業務に従事する者の中から現場代理人及び主任技術者を選任し書面をもって甲に通知しなければならない。

(監督員)

第4条 甲は監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知し、また、監督員を変更したときも同様とする。

(監督員)

第5条 乙は、この業務の実施にあたり、甲の職員及び乙の保安要員並びに他の作業員の安全を確保しなければならない。

(遵守義務)

第6条 乙は、この業務の実施にあたり、水道法、労働基準法及び労働安全衛生法その他、関係法規を遵守しなければならない。

(事故防止)

第7条 乙は、この業務の実施にあたり、配水場及び増圧機場の運転並びに配水に支障をきたすことのないように、細心の注意をしなければならない。

- 2 乙は、この業務の実施中に異常事態が発生したときは速やかに、その旨を監督員に連絡し、指示に従わなければならない。

(立会検査)

第8条 乙は、主要業務の区切毎に監督員の検査を受けてから次の業務をすすめる。

- 2 乙は、検査のために必要な資料等を、その都度提出しなければならない。

(書類の提出)

第9条 乙は、契約後、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(この提出書類は参考のもので適宜必要ない書類があれば監督員と協議する)

- ・ 契約後速やかに提出するもの
 - 下請負届
 - 現場代理人及び主任（監理）技術者選任通知書
 - 工程表
 - 工事カルテ（CORINS）受注登録内容確認書
 - 前払金請求書

- ・着工前に提出するもの
 - 着工届
 - 総合施工計画書
 - 仮設計画書（仮設計画図）
 - 全体予定工程表
 - 施工体制台帳の写し
 - 施工体系図の写し
 - 火災保険証書の写し
 - 建退共証紙購入状況報告書
 - （又は建退共済証紙（無購入・購入遅延）理由書）

- ・施工2週間前に提出するもの
 - 下請負変更届（追加、変更、訂正時）
 - 施工計画書・施工要領書
 - （産廃は産廃業者の許可証写し及び契約書写し産廃運搬経路図含む）
 - 施工図
 - 材料承諾願

- ・施工後速やかに提出するもの
 - 材料検査調書（指定材料のみ）
 - 各種報告書
 - （施工結果報告書、現場試験結果報告書、立会検査報告書）

- ・定時に提出するもの
 - 3週間工程表（定例会時）
 - 月間工程表（月末定例会時に次月分）
 - 前回打合せ議事録（定例会時）

- ・工事完成時に提出するもの
 - 工事完成届
 - 工事カルテ（CORINS）竣工登録内容確認書
 - 完成図（A3白焼きバラ）
 - 工事写真（施工前・施工中・完成）
 - 工事写真データ（写真帳形式）
 - 出荷証明書（納品伝票写し）
 - マニフェストE票写し
 - 建退共受払簿
 - 試験成績書（メーカー試験成績書）
 - 着工前に提出した書類まとめ
 - 施工2週間前に提出した書類まとめ
 - 施工後速やかに提出した書類まとめ
 - 定時に提出した書類まとめ

- ・工事検査合格後に提出するもの
 - 工事目的物引渡書
 - 請求書
 - 引渡し物（予備品、付属品等）
 - 取扱い説明書等

(その他事項)

第10条 その他事項として次の事項を確認しながら工事進めること。

- ・ 契約後速やかに工事看板（市様式）を設置すること。（位置は打合せによる）
 - ・ 提出書類は、市所定の様式を使用すること。（様式は市HPよりダウンロード可）
 - ・ 主要資材の搬入搬出時及び工程ごとに監視職員の立会いを行う。
 - ・ 官公署への手続きが必要な場合は速やかに行う。なお、手続きに必要な費用は請負者負担とする。
 - ・ 工事工程は施設管理者及び監督職員と協議のうえ計画すること。
 - ・ 写真は大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方により撮ること。
 - ・ 内容について不明の箇所は随時、管理者及び市係員と十分打合せのうえ作業を進めること。
- なお、質疑等は書面にて提示すること。

設備点検整備工事仕様書

1. 対象機器

(1) 大岩田配水場

- ・高区2・3号配水ポンプ、電動機 一式
- ・弁類機器 一式

2. 点検整備内容

大岩田配水場高区2・3号配水ポンプ設備点検整備工事 一式

(1) 高区2・3号配水ポンプ(工場整備)

- ・整備前ポンプ搬出
- ・ポンプ分解、清掃手入れ
- ・ポンプ部品交換組立
- ・羽根車マウスリング加工
- ・再組立・外観塗装
- ・整備後ポンプ搬入・据付
- ・整備後ポンプ試運転調整

(2) 高区2・3号配水ポンプ電動機(工場整備)

- ・整備前電動機搬出
- ・電動機分解点検
- ・各部点検清掃手入れ
- ・磨耗部測定
- ・ステータコイル・励磁コイル清掃ワニス処理
- ・電動機・HC部ベアリング交換
- ・再組立・外観塗装
- ・整備後電動機搬入・据付

(3) 高区2・3号配水ポンプ吐出弁(現地整備)

- ・分解(バルコン・ヨーク取外し)
- ・部品交換・点検・清掃
- ・組立・試運転調整

3. 使用材料

保守点検整備に使用する材料については、内訳書によるものとする。

なお、内訳書に計上されていない材料等が生じた時は、甲乙協議の上必要がある場合は別途とする。

4. 監督職員

建設部水道課給水係 細谷 祐樹 電話 029-821-6237

1. 配水ポンプ設備の内訳

【大岩田配水場】

No.	項 目	対 象 機 器
1	高区2号配水ポンプ	ポンプ 形式: DV-CH 250×200-4Y-575 INV 電動機形式: EFOUP-KK ポンプ 口径: 吸込側 φ250mm 吐出側 φ200mm ポンプ 仕様: 7.2m³/min×44m×75kW×4P×400V (可変速)

No.	項 目	交 換 部 品
1	高区2号配水ポンプ・電動機	スリーブ1 1 個 スリーブ2 1 個 ライナーリング 2 個 パッキン押え 2 個 ポンプベアリング 6313LLBCM/2M同等品 2 個 水切りツバ 2 個 継ぎ手ボルト(JIS28ハイ) 8 個 角パッキン(15カク)Mタイ 4 個 封水リング 2 個 オイルシール1 2 個 オイルシール2 1 個 電動機ベアリング 6316オープン同等品 1 個 電動機ベアリング 6313LLBCM/2M同等品 1 個 圧力計 1 個 連成計 1 個 圧力スイッチ(FNS-C106Q同等品) 1 個 ・その他必要なもの 1 式

1. 配水ポンプ設備の内訳

【大岩田配水場】

No.	項 目	対 象 機 器
2	高区3号配水ポンプ	ポンプ 形式: DV-CH 250×200-4Y-575 INV 電動機形式: EFOUP-KK ポンプ 口径: 吸込側 φ 250mm 吐出側 φ 200mm ポンプ 仕様: 7.2m³/min×44m×75kW×4P×400V (可変速)

No.	項 目	交 換 部 品
2	高区3号配水ポンプ・電動機	スリーブ1 1 個 スリーブ2 1 個 ライナーリング 2 個 パッキン押え 2 個 ポンプベアリング 6313LLBCM/2M同等品 2 個 水切りツバ 2 個 継ぎ手ボルト(JIS28ハイ) 8 個 角パッキン(15カク)Mタイ 4 個 封水リング 2 個 オイルシール1 2 個 オイルシール2 1 個 電動機ベアリング 6316オープン同等品 1 個 電動機ベアリング 6313LLBCM/2M同等品 1 個 圧力計 1 個 連成計 1 個 圧力スイッチ(FNS-C106Q同等品) 1 個 ・その他必要なもの 1 式

2. 弁類機器の内訳

【大岩田配水場】

No.	項 目	対 象 機 器
1	高区2号配水ポンプ吐出弁	形 式: LTKD-02(電動仕切弁) 口 径: ϕ 250mm 電動機仕様: 0.75kW $\times$ 4P $\times$ 200V 設 置 場 所: ポンプ室(高区)

No.	項 目	交 換 部 品
1	高区2号配水ポンプ吐出弁	・グランドパッキン ϕ 250mm用 1 台分 ・六角ボルト・ナット ϕ 250mm用 SUS304 1 台分 ・その他必要なもの 1 台分

2. 弁類機器の内訳

【大岩田配水場】

No.	項 目	対 象 機 器
2	高区3号配水ポンプ吐出弁	形 式: LTKD-02(電動仕切弁) 口 径: ϕ 250mm 電動機仕様: 0.75kW $\times$ 4P $\times$ 200V 設 置 場 所: ポンプ室(高区)

No.	項 目	交 換 部 品
2	高区3号配水ポンプ吐出弁	・グランドパッキン ϕ 250mm用 1 台分 ・六角ボルト・ナット ϕ 250mm用 SUS304 1 台分 ・その他必要なもの 1 台分